

府監第2123号
平成23年3月29日

請求人 様

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	川合	通夫
同	光澤	忍

住民監査請求について（通知）

平成23年3月7日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1 請求の要旨

椎寺町府営住宅跡地2848.6平方メートルに最低売却価格2億1千3百万として、平成22年1月26日一般入札を行い、株式会社S. B. Rが2億4千4百万で落札し、まさに所有権の移転登記が行なわれようとしています。

本件土地の北側の勝山・椎寺線は立ち退き区画整理中であり、大きく拡張されることになっています。これは、その後方である土地に対して奥行き通減率が緩和され、前面土地との合筆によって著しく資産価値が増加することが、見込まれることを意味します。即ち50年もかかって完成されつつある前面道路があるにもかかわらず、十分の一以下の低廉な売却価格で処分し、誰の目で見ても多大な損失が大阪府市に発生することが歴然としているのであります。

したがって、本件の処分の早急な差し止めと共に、区画整理完了の促進による資産価値の再評価を請求します。

2 地方自治法242条第1項の規定により別紙事実証明書を添付し、必要な措置を請求します。

1. 請願の趣旨と説明書
2. 現地の地図
3. 府所在地（大阪府営椎寺住宅用地＝天王寺区四天王寺1丁目）売却までの推移』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 財務会計行為等について

請求人の主張は、大阪府営椎寺住宅（以下「椎寺住宅」という。）の跡地を大阪府が一般競争入札により、株式会社S・B・Rに244,000千円で売却したことについて、現在進行している椎寺住宅跡地の北側にある谷町筋から五條宮前へと通じる道路（以下「北側道路」という。）が区画整理事業によって、大きく拡幅され歩道が整備されることにより、椎寺住宅跡地の当該道路からの奥行きが逡減され、また、当該道路までの前面土地を買収することにより当該道路に面することになれば、椎寺住宅跡地の価値は十倍以上になることから、株式会社S・B・Rへの売却は違法・不当である旨主張しているものと解される。

しかしながら、請求人のいう北側道路の区画整理事業による拡幅は、用地買収も終わっていない状況である。

また、北側道路の拡幅・歩道整備が完成したとしても、その時点で、椎寺住宅跡地の価値が大阪府が売却した値段の十倍以上の価値を有することとなることについて具体的な事実証明もない。

- 3 本件請求の要件について

以上のとおり、請求人は、椎寺住宅跡地の売却について、用地買収も終わっていない区画整理事業の完了を前提として、不確実な資産価値を想定して、違法不当に

低廉な価格による売却であると主張しているにすぎず、法第 242 条が住民監査請求の要件として規定する財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認めることができない。

第 3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たさない請求であるから却下する。